

第 5 章 計画の推進

本計画を実効性あるものとするため、その推進の基盤となる環境づくりを着実に進めていく必要があります。

国においては、教育基本法第 16 条第 4 項の規定を踏まえ、教育が円滑に継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じていくことが重要であるとしています。

しかしながら、現在、九度山町の財政は大変厳しい状況にあり、限られた予算を最大限有効に活用する観点から、施策の選択と集中的実施、コスト縮減、効果的な実施に努めなければなりません。

本計画に盛り込んだ施策が、より効果的かつ効率的に機能できるよう、また、それぞれの施策の優先順やその施策が将来像に対してどのような位置にあるかなど把握して進める必要があります。

このため、毎年度、本計画に掲げた目標の達成度を注視しながら、各事業に係る不断の見直しを行うとともに、本町の教育課題に対応する新たな施策の必要性も検討しなければなりません。

各施策を実施するに当たっては、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルプラス F (フォロー) の考え方に基づき施策の推進を図るとともに、進行管理、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に基づく教育委員会の点検・評価を実施するとともに、特段の理由がある場合には、計画途中に計画の見直しを行うこととします。



※の注釈です。

※ 1 放送大学：

15歳以上の方なら、だれでも入学できる。(ただし、卒業を目指す方は18歳以上)生涯学習として活用したい方は、自分の好きな科目(科目履修)だけ学ぶこともできる。

テレビやラジオ等(CS放送〈スカパー!SD〉、ケーブルテレビ)で視聴可能。

自らの生涯学習として自由に視聴したい場合は、新聞等のテレビ・ラジオ番組から視聴したい講座を選び、CS放送を受信できるテレビ等をとおして自宅学習ができる。テキストも全て(約300科目)市販されている。

※ 2 キャリア教育：

文部科学行政関連の審議会報告等で、「キャリア教育」という用語が初めて使用されたのは、99年12月の中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」である。当時から、就職・就業をめぐる環境の変化として、新規卒者に対する求人著しい減少と求職と求人の不適合の拡大が見られた。また、若者自身の資質等をめぐる問題として勤労観、職業観の未熟さや職業人としての基礎的資質・能力の低下が深刻化してきた。

そのため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を「キャリア教育」と位置付け、キャリア・パスポートなども用いながらその推進を図っている。

※ 3 九度山型コミュニティ・スクール：

平成29年度より和歌山県が推進している制度で、学校運営に地域や保護者・有識者の方々も参画意識をもって子どもたちを育成していくシステムである。この制度では学校の運営方針を学校運営協議会委員による承認が必要となります。それだけに学校運営協議会委員が学校の先生方と共に成果や課題を共有し、その学校の子どもの成長のために取組の方向性をしっかり意識した上で、学校や子どもたちのために各種のボランティア活動や取組を進めます。一方、学校や子どもたちは、ただ地域の方々にお世話になるだけでなく、地域に貢献する取組も大切な子どもの学びにつながる機会となるので、学校の行事や授業に支障のない中で、実践してゆくことが理想的な形とされています。九度山町は、平成30年度4月から取組を進めています。

※ 4 伝統的建造物群：

伝統的建造物群とは、文化財保護法で規定されているもので、宿場町や寺内町等の、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している建造物群を指す。この制度は、文化財としての建造物を「点」ではなく「面」(群)で保存しようとするもので、保存地区内では社寺、民家、蔵などの建築物はもちろん、門、土塀、石垣、水路などの「工作物」、庭園、生垣、樹木などの「環境物件」を特定し、保存措置を図ることとされている。

※ 5 合理的配慮：

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更調整を行うといった配慮のこと。

